

# 部位別後遺障害等級一覧

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考	
眼	第2	1	1	両眼が失明したもの	(喪)100% (自賠)300Q (青) 2700~ 3100 (赤)2800 (人傷)1600	(注3)上肢は3大関節(肩関節・ひじ関節及び腕関節)のすべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの(手指の用廃については注9参照)をいう。上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。下肢についても、下肢の3大関節(股関節・膝関節及び足関節)に読み替えて考えればよい。下肢の場合は足指の用廃は要件とされないが、3大関節が強直し、さらに、足指全部が強直した場合であっても下肢用廃として評価される。	
			2	1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの(注4)	(喪)100% (自賠)259Q (青) 2300~ 2700 (赤)237Q (人傷)1300	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			3	1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの(注4)	(喪)100% (自賠)221Q (青) 1800~ 2200 (赤)199Q (人傷)1100	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			4	1 両眼の視力が0.06以下になったもの(注4)	(喪)92% (自賠)188Q (青) 1500~ 180Q (赤)167Q (人傷)950	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			5	1 眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの(注4)	(喪)79% (自賠)157Q (青) 1300~ 150Q (赤)140Q (人傷)750	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			6	1 両眼の視力が0.1以下になったもの(注4)	(喪)67% (自賠)129Q (青) 1100~ 130Q (赤)118Q (人傷)600	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			7	1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下のなったもの(注4)	(喪)58% (自賠)105Q (青) 900~ 110Q (赤)100Q (人傷)500	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			8	1 眼が失明し、又は眼の視力が0.02以下になったもの(注4)	(喪)45% (自賠)81Q (青) 750~ 87Q (赤)83Q (人傷)400	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。	
			9	1	両眼の視力が0.6以下になったもの(注4)	(喪)35% (自賠)61Q (青) 600~ 70Q (赤)69Q (人傷)300	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
				2	眼の視力が0.06以下になったもの(注4)		
				3	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの(注26)		
				4	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		
			10	1	眼の視力0.1以下になったもの(注4)	(喪)27% (自賠)46Q (青) 480~ 57Q (赤)55Q (人傷)200	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
				2	正面を見た場合に複視の症状を残すもの(注31)	(注31)平成16年度施行令改定により新設されたもの。平成16年6月30日以前に発症した事故については実務上の運用で、正面視で複視が生じるものは10級、それ以外で複視が生ずるものは14級の相当等級(自賠法施行令別表第二備考六)が認定される。	
			11	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	(喪)20% (自賠)33Q (青) 360~ 43Q (赤)42Q (人傷)150	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注35)両耳の平均純音聴力レベルが40dB以上のものとされる。
				2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
				3	眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		
			12	1	眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	(喪)14% (自賠)22Q (青) 250~ 30Q (赤)29Q (人傷)100	(注39)裸体となったとき、変形(欠損を含む)が明らかにわかる程度のものをいい、変形がエックス線写真によって、はじめて発見し得る程度のものは該当しないとされる。ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して一つの障害として取り扱う。ろく軟骨についても、ろく骨に準じて取り扱う。骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除かれる。
				2	眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
			13	1	眼の視力が0.6以下になったもの(注4)	(喪)9% (自賠)13Q (青) 160~ 19Q (赤)18Q (人傷)60	(注4)視力は万国式試視力表による矯正視力を指す(自賠法施行令別表第二備考一)。コンタクトレンズで矯正する場合も含まれる。
2	正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの(注31)	(注31)平成16年度施行令改定により新設されたもの。平成16年6月30日以前に発症した事故については実務上の運用で、正面視で複視が生じるものは10級、それ以外で複視が生ずるものは14級の相当等級(自賠法施行令別表第二備考六)が認定される。					
3	眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの(注27)	(注27)咀嚼機能については、固形食物の中に咀嚼できないものがあること又は咀嚼が十分にできないものがあることが医学的に確認できる場合(不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、閉口障害、歯牙損傷(備てつ不能の場合))とされる。言語機能については、注7の4種の語音のうち種の発音不能のもの、とされる。					
4	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの						
14	1	眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	(喪)5% (自賠)7Q (青) 90~ 12Q (赤)11Q (人傷)40	(注8)聴力障害は、オーディオグラムによる純音聴力レベル及び語音による聴力検査結果である明瞭度を参考に認定する。全く失ったものとは、両耳の平均純音聴力レベルが90dB以上のもの又は両耳の平均純音聴力レベルが80dB以上であり、かつ、最高明瞭度が30パーセント以下のもの、が該当するとされる。 (注46)耳の平均純音聴力レベルが40dB以上70dB未満のものとしてされる。			